

岩手県告示第 784 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 11 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 11 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高村建築
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市米沢字荒谷 55 番地 8
 - ウ 代表者の氏名 高村誠重
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 899 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 11 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 6 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社牧野産建
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町摺沢字荒屋敷 30 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 牧野茂太郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 953 号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 4 日付けで大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 30 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 和山物産株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町中里字田屋地 93 番地
 - ウ 代表者の氏名 和山謙一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 1769 号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 26 日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 26 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 千田善鋼材株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字寺小路 16 番地 5
 - ウ 代表者の氏名 千田守和
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 1841 号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 25 日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成19年10月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 昭和建設工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字八ツ長45番地の3
 - ウ 代表者の氏名 宮澤雅人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第2805号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年10月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成19年10月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 きんの建設
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市末崎町字小田14番地4
 - ウ 代表者の氏名 金野登
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第3299号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年10月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成19年8月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社佐藤組
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字堀川1番地8
 - ウ 代表者の氏名 佐藤肇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第4022号
- (3) 処分の内容 建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年8月28日付けで建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成19年9月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社照井電機
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市上根子字中野37番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋岸郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第4567号
- (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年9月6日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成19年9月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社菊信土建
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割四丁目4番19号

ウ 代表者の氏名 菊地繁喜

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 4569 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 25 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 5 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社宮古室内

イ 主たる営業所の所在地 宮古市太田一丁目 5 番 12 号

ウ 代表者の氏名 本堂寿

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第 5826 号

(3) 処分の内容 建築工事業、左官工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 4 日付けで建築工事業、左官工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 30 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社岩渕建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字伊勢堂 131 番地

ウ 代表者の氏名 岩渕勝雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 5867 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 29 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 4 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 吉田組

イ 主たる営業所の所在地 釜石市小川町二丁目 5 番 25 号

ウ 代表者の氏名 吉田武雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 5957 号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 1 日付けで、鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 4 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社オガサワラ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北二丁目 13 番 16 号

ウ 代表者の氏名 小笠原進

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 6745 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 2 日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 14(1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 11 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 千葉左官工業
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字下多賀 30 番地
- ウ 代表者の氏名 千葉和良
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14) 第 6782 号
- (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 9 日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 15(1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 19 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社サトー工商
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区羽田町字中袋 60 番地 1
- ウ 代表者の氏名 佐藤末治
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17) 第 6940 号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 18 日付けでとび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 16(1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 5 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社丸尚建設
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字丸盛 211 番地 1
- ウ 代表者の氏名 高橋博
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第 7235 号
- (3) 処分の内容 大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 3 日付けで大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 17(1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 6 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 沼田建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第 24 地割 1 番地 40
- ウ 代表者の氏名 菅原康裕
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14) 第 7392 号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 5 日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 18(1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 27 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社デンドウ住宅

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町一戸字樋ノ口 51 番地

ウ 代表者の氏名 田頭隆男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 8585 号

(3) 処分の内容 管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 25 日付けで管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

19(1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 20 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ブライトンホーム

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田西一丁目 1 番 10 号

ウ 代表者の氏名 吉田昭則

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 20124 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 17 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

20(1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 18 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高龍建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒川 7 地割 1 番地 1

ウ 代表者の氏名 道又ハマ子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 20182 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 17 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

21(1) 処分をした年月日 平成 19 年 9 月 6 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社よしたて事務所

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘一丁目 31 番 9 号

ウ 代表者の氏名 高橋良立

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 20258 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 9 月 5 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

22(1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 中戸工芸社

イ 主たる営業所の所在地 北上市大堤北一丁目 7 番 5 号

ウ 代表者の氏名 中戸清剛

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 50098 号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年10月2日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

23(1) 処分をした年月日 平成19年10月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ハクリョウ

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字善蔵敷142番地1

ウ 代表者の氏名 白川康子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第90038号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年10月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

24(1) 処分をした年月日 平成19年10月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社カツミ工業

イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町上鱒沢10地割120番地1

ウ 代表者の氏名 多田久美子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第100032号

(3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年9月28日付けで土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

25(1) 処分をした年月日 平成19年10月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社白川組

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内の目12番地15

ウ 代表者の氏名 白川康子

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第252号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年10月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

26(1) 処分をした年月日 平成19年8月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐藤組

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字堀川1番地8

ウ 代表者の氏名 佐藤肇

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-18)第4022号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 28 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。